

## 国民健康保険・後期高齢者医療

# 新しい保険証、高齢受給者証は届きましたか

国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日となっております。8月1日からご使用いただけます。新しい保険証は、7月下旬ごろにお送りしています。

現在お持ちの古い保険証などは、内容が読み取れないよう切断して破棄してください。

◆記載内容を  
確認してください

新しい保険証などが届いたら、記載内容などに間違いがないか確認してください。有効期限は平成30年7月31日までですが、年齢や保険証の種類によって一部異なります。

◆保険料(税)を

滞納している場合

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、通常の保険証ではなく、滞納状況に応じて、有効期限の短い短期被保険者証や、医療費の全額を負担することになる被保険者資格証明書を交付します。

短期保険証などの発行は、納税相



談の後にいきますので、税務課滞納対策室へお越しください。

### 資格の確認を

お願いします!

再就職などで職場の健康保険に加入されたり、ご家族の方の社会保険の被扶養者になっておられますか?

職場では国民健康保険脱退の手続きはしてもらえませんので、必ず役場の窓口で手続きをしてください。脱退の手続きをしないと国民健康保険が賦課されたままになります。脱退の手続きには新たに加入した健康保険証と本人および世帯主の方の個人番号の分かるものがが必要です。

## 国民健康保険

# 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きを

入院などで医療費が高額になる場合には、医療機関に認定証を提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までになったり、入院時の食事が減額されたりします。

現在発行している「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日となっております。8月以降も引き続き高額な診療等を受ける方は、交付申請の手続きが必要です。

◆申請に必要なもの 保険証、印鑑 ※70歳以上で住民税課税世帯の方は、手続きは必要ありません。 ※国民健康保険税の滞納がある世帯は、交付できない場合があります。

◆問い合わせ先 住民生活課

☎ 0859・54・5210

中山支所総合窓口室

☎ 0858・58・6111

大山支所総合窓口室

☎ 0859・53・3311

## 「ジェネリック医薬品希望シール」を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間終了後に、有効成分や安全性などが新薬と同等と認められた薬のことで、開発コストが少ない分新薬よりも安く購入できます。

大山町国民健康保険では、皆さんの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールを作成しました。新しい保険証と一緒に同封していますので、保険証やお薬手帳に貼ってご利用ください。

